



町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月25日

板倉町長

板倉町条例第10号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例

町長、副町長及び教育長の諸給与条例（昭和30年板倉町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。